

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 8 年第 1 回新座市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和 8 年 2 月 3 日 (火) 午前・ 午後 1 時 2 5 分から 午前・ 午後 2 時 3 0 分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 5 階 全員協議会室
出 席 委 員	平野 茂、三上 文子、並木 登喜子、山本 孝子、時田 京子、木村、千恵子、田部 哲也、宮崎 さゆり、小倉 明義、安海 秀子、長瀬 幸子、田中 一誠、吉野 進午、小澤 圭佑
事 務 局 職 員	いきいき健康部国保年金課長 橋本、同課副課長兼保健事業係長 本名、同課副課長兼保険税賦課係長 高橋、同課国民健康保険係長 土田、同課主事 小林
会 議 内 容	1 開 会 2 議 題 (1) 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について (2) 令和 8 年度新座市国民健康保険事業特別会計予算 (案) について (3) その他 3 閉 会
会 議 資 料	1 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 2 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 議案概要 3 税率改定の要旨 4 子ども・子育て支援金制度リーフレット 5 令和 8 年度新座市国民健康保険事業特別会計予算 (案) (概要) 6 令和 8 年度新座市国民健康保険事業特別会計予算書 (案) 7 令和 8 年度予算概要説明書 (案)
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0 人)

その他の 必要事項	
審議の内容（審議経過、結論等）	
<p>1 開会 開会后、会長及び市長挨拶。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について</p> <p>ア 市長から諮問し、事務局から資料1、2、3、4に基づき、説明が行われる。</p> <p>イ 審議経過</p> <p>（質問） 医療給付費分の所得割額について、県の提示した標準税率と開きがあるが、令和9年度の統一に向けて今後動きはあるのか。</p> <p>（回答） 標準保険税率について、県内では令和9年度に統一されるが、令和8年度は任意で決められるため、新座市は基金を活用することで保険税負担の軽減を図っている。標準保険税率と市税率に開きがあるため、令和9年度においても改定が必要となる。</p> <p>（質問） 標準保険税率について、令和9年度については今後改めて提示されるという認識で合っているか。</p> <p>（回答） 御認識のとおり。</p> <p>（質問） 新座市の標準保険税率は、他市と比べて高いのか低いのか。</p> <p>（回答） 標準保険税率の状況について、人口規模や所得の状況等で変わるため市町村によって異なる。</p> <p>ウ 結果</p> <p>14名全員の賛意により、原案どおりの承認を得る。 閉会后、会長から市長へ答申書を提出。</p> <p>(2) 令和8年度新座市国民健康保険事業特別会計予算（案）について</p> <p>ア 事務局から資料5、6、7に基づき、説明が行われる。</p> <p>イ 審議経過</p> <p>（質問） 国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の対象となるシステム改修について、内容はどのようなものか。</p> <p>（回答） システム改修については、令和7年度から令和8年度にまたがって実施している。機能の適用や検証作業等、国の制度に対応するもので、令和7年度の改修費用についても同様に国からの補助が出ている。</p> <p>（質問） 総務費が令和7年度と比較して減額になった理由は、医療費通知の発送回数減によるもののみか。</p> <p>（回答） 医療費通知の発送回数減だけでなく、資格確認書の作成も含めた通信運搬費が令和7年度より減となったため全体で減額となった。また、子ども・子育て支援金のシステム改修費用を令和7年度当初予算では4,400万円計上していたが、令和8年度は1,059万3千円の計上となったため、3,340万円の減となった。</p> <p>（質問） 県支出金の保険者努力支援分の評価基準に、収納率の項目があ</p>	

ると説明があった。新座市は他の市町村と比べて収納率が高いと聞いたが、県支出金が増えたのは収納率が理由か。

(回答) 保険者努力支援分は、総合的な評価指標に応じて交付されるものとなっている。令和7年度と比べて収納率の得点自体は下がっているが、特定健康診査受診率やジェネリック医薬品促進の取組等の評価が高かった項目も影響して交付を受けている。

(質問) 保険者努力支援について、全国の市町村で同様に取り組んで評価を受けるものか。

(回答) 御認識のとおり。

(質問) 傷病手当金を令和8年度で計上していない理由は何か。

(回答) 傷病手当金と傷病見舞金は新型コロナウイルスに関するもので、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行したため、制度自体が廃止となった。令和7年5月で2年間の保険給付を受ける権利が終了したため、令和8年度は予算計上していない。

ウ 結果

14名全員の賛意により、原案どおりの承認を得る。

(3) その他（報告等なし）

3 閉 会